

広告掲載基準チェックリスト

会社名または氏名

| | |
|-----------------|--|
| 原則的 基準 | <input type="checkbox"/> 広告媒体の公共性に鑑み、社会的に十分に配慮されているものか。 <input type="checkbox"/> 地域の特性に配慮し、広告媒体又は広告媒体周辺的美観を損ねるものでないか。 <input type="checkbox"/> 屋外の広告掲載にあたり、交通の安全を阻害するものでないか。 |
| 業種別 禁止 基準 | <input type="checkbox"/> 掲載者が次に該当する事業者でないか。 <input type="checkbox"/> 風俗業又はそれに類似する業種 <input type="checkbox"/> 消費者金融業者 <input type="checkbox"/> ギャンブル業 <input type="checkbox"/> 行政指導を受け、改善がなされていない事業者 <input type="checkbox"/> その他市長が不適切と認める業種又は事業者(具体例) |
| 個別 禁止 基準 | <input type="checkbox"/> 1 次のように社会的に不適切な広告掲載でないか <input type="checkbox"/> 法令に違反し、又は違反するおそれのあるものでないか。 <input type="checkbox"/> 公の秩序若しくは善良の良俗に反し、又は反するおそれのあるものでないか。 <input type="checkbox"/> 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれのあるものでないか。 <input type="checkbox"/> 政治又は宗教に関するものでないか。 <input type="checkbox"/> 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの又は単に意見を表明する内容のものでないか。 <input type="checkbox"/> その他社会的に不適切と認められるものでないか。(具体例) <hr/> <input type="checkbox"/> 2 広告の内容が次に該当するものでないか <input type="checkbox"/> 暴力、犯罪等を助長するおそれがないか。 <input type="checkbox"/> 残酷又はわいせつな印象を与えないか。 <input type="checkbox"/> 広告が水着姿等で、内容と無関係なものでないか。 <input type="checkbox"/> その他青少年の育成に有害であると認められるものでないか。(具体例) <hr/> <input type="checkbox"/> 3 次に掲げるような消費者被害等の観点から不適切な広告掲載ではないか。 <input type="checkbox"/> 虚偽若しくは誇大な内容のもの又は誤認を招くおそれのあるものでないか。 <input type="checkbox"/> 内容に係る責任の所在が不明確なものでないか。 <input type="checkbox"/> 著しく射幸心をあおる表現のものでないか。 <input type="checkbox"/> あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるものでないか。 <input type="checkbox"/> その他消費者保護のため不適切と認めるものでないか。(具体例) <hr/> <input type="checkbox"/> 4 次に掲げるように広告媒体及び媒体周辺的美観を損ねるものでないか。 <input type="checkbox"/> 彩色等が強すぎるものでないか。 <input type="checkbox"/> 広告が周辺の状況と著しく不調和であって、公衆に不快感を与えるものでないか。 <input type="checkbox"/> 意味が不明な内容又は稚拙なデザインのものでないか。 <hr/> <input type="checkbox"/> 5 広告が自動車等の運転手の安全な通行を阻害するものでないか。 <input type="checkbox"/> 交通標識等と類似するものなどでないか。 <input type="checkbox"/> 蛍光塗料等を多用し、又は鏡状のものを用いたものでないか。 <input type="checkbox"/> 絵柄や文字等が多く、内容が分かりづらいなど、通行者の注意力を散漫にするおそれのあるものでないか。 |

※常総市有料広告掲載要綱 別表 広告掲載基準より抜粋